

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、ソフトバンクグループによる英国アーム・ホールディングスの買収のためのブリッジローン案件において、みずほ銀行に法的アドバイスを提供

【東京発 2016年9月7日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」）による、英国の ARM Holdings plc（以下、「アーム・ホールディングス」）を 234 億英国ポンドで買収したソフトバンクグループ株式会社（以下、「ソフトバンクグループ」）に対する 1 兆円のブリッジローン（つなぎ融資）に係る案件において、同行に法的アドバイスを提供しました。ソフトバンクグループによるアーム・ホールディングスの買収は、日本企業による海外企業の買収としては過去最大規模となります。当該買収は 2016年9月5日付で完了し、アーム・ホールディングスは 2016年9月6日付でロンドン証券取引所から上場廃止となりました。

本案件では、ベーカー&マッケンジー東京事務所、銀行・金融プラクティス・グループの北村辰一郎弁護士とギャビン・ラフテリー外国法事務弁護士をリード・パートナーとし、東京事務所パートナーの遠藤聖志弁護士およびピエール・シアソン外国法事務弁護士、アソシエイトの和田卓也弁護士、ロンドン事務所パートナーの Bernard Sharp および Robert Adam が携わりました。

北村辰一郎弁護士は、「日本と英国にとって画期的な取引となる本案件において、みずほ銀行をサポートすることができ、大変光栄に思います」と述べています。

また、ギャビン・ラフテリー外国法事務弁護士は、「非常に厳しい時間的制約の中で、このような複雑なクロスボーダー取引を遂行できたことで、グローバル買収ファイナンス分野におけるベーカー&マッケンジーの専門的対応力の高さと商業的優位性を示すことができたのではないかと思います」と述べています。

本件における責任者



北村 辰一郎
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9466
shinichiro.kitamura@bakermckenzie.com

銀行・金融グループに所属。買収ファイナンス（MBO・LBO）、プロジェクトファイナンス、PFI、船舶ファイナンス、その他のアセットファイナンス、不動産ファイナンス、債権流動化その他の流動化案件、シンジケートローン、リース取引、デリバティブその他金融取引全般に関する契約書作成、契約交渉、法的サポート及びアドバイス、金融機関規制法に関する法的サポート及びアドバイス等を手がける。



ギャビン・ラフテリー
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9454
gavin.raftery@bakermckenzie.com

オーストラリア、イギリス、日本の金融法務に経験を有する。ベーカー&マッケンジーのグローバル買収ファイナンスグループ代表、グローバル及びアジア太平洋地域の銀行・金融グループ運営委員会のメンバー、東京事務所の経営委員会メンバー。また、東京事務所の FinTech グループの代表も務める。Chambers、IFLR および Legal 500 において日本の銀行・金融分野の優れた弁護士として選出される。

ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 13,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2016 年 6 月 30 日決算期における収入は、26 億 2,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。